

静岡県訓令甲第4号

各農林事務所

静岡県土地改良補助事業検査規程（昭和31年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(検査の通知)</p> <p>第5条 <u>交通基盤部長</u>又は農林事務所長は、検査を行うときは、当該事業主体に対し、その旨を、あらかじめ、通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合又は通知の必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この訓令に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、<u>交通基盤部長</u>が定める。</p>	<p>(検査の通知)</p> <p>第5条 <u>経済産業部長</u>又は農林事務所長は、検査を行うときは、当該事業主体に対し、その旨を、あらかじめ、通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合又は通知の必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この訓令に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、<u>経済産業部長</u>が定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。